

公正取引委員会だより

令和6年4月号(第152号)



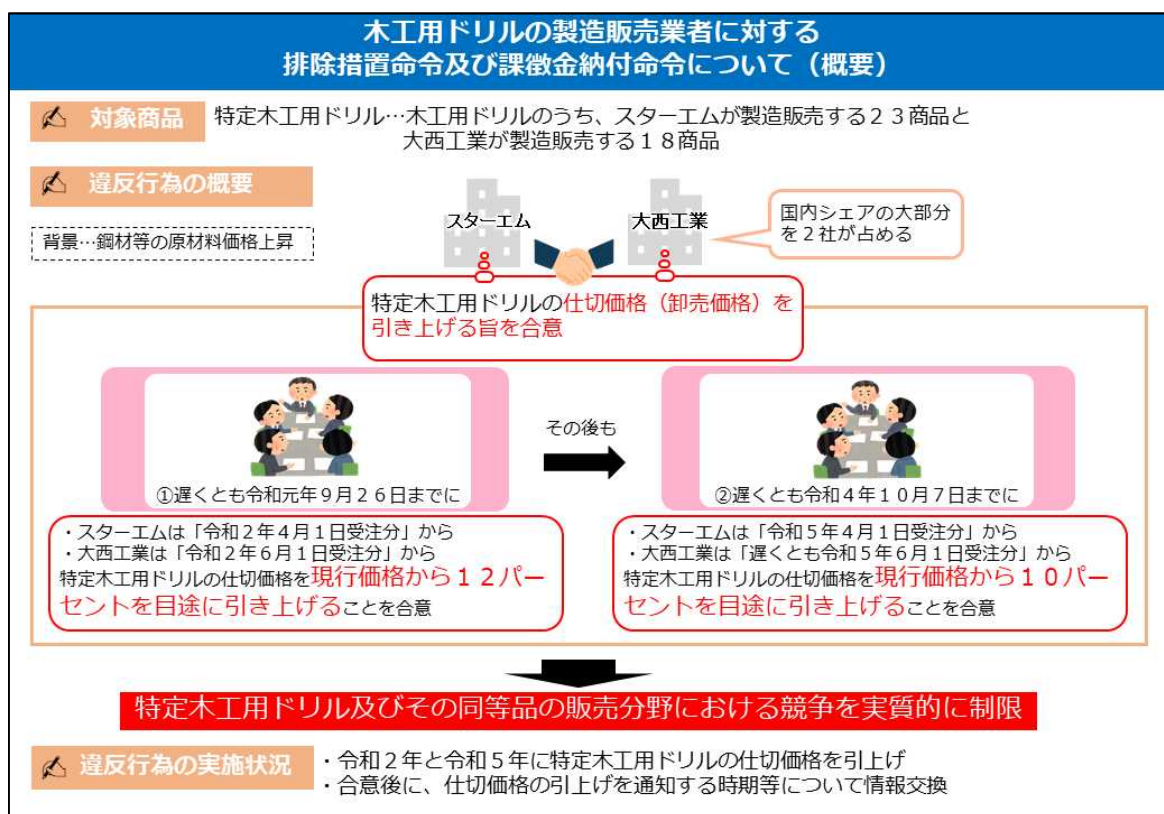
トピックス

- 1 木工用ドリルの製造販売業者に対する排除措置命令等（独占禁止法）
- 2 株式会社G i oに対する勧告（下請法）
- 3 ニデックテクノモータ株式会社に対する勧告（下請法）
- 4 株式会社S Cエージェントに対する措置命令（景品表示法）
- 5 コスト上昇分の価格転嫁円滑化に関する調査結果の公表
- 6 中学生向け独占禁止法教室
- 7 有識者との懇談会
- 8 ホームページにフォトコーナーを新設

1 木工用ドリルの製造販売業者に対する排除措置命令等（独占禁止法）

公正取引委員会は、建築工事やD I Y等で使用する木工用ドリルの製造販売業者2社（株式会社スターエム及び大西工業株式会社）が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する価格カルテルを行ったとして、令和6年3月28日に排除措置命令と課徴金納付命令（計9396万円）を行いました（別紙1）。

違反事業者	排除措置命令	課徴金減免制度の適用		
	課徴金額		申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率
株式会社スターエム （兵庫県三木市）	○	30%	10%	20%
	8572万円			
大西工業株式会社 （兵庫県加古川市）	○	30%	10%	20%
	824万円			



詳細は、下記URLから御参照ください。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240328_kinki_shinsa.html

（担当：近畿中国四国事務所第四審査課）

2 株式会社G i oに対する勧告（下請法）



（近畿中国四国事務所での報道発表の様子）

公正取引委員会は、婦人服等の販売を行う株式会社G i o（大阪市）が、下請事業者に対し、下請代金の減額（約8205万円）を行っていたとして、令和6年3月19日、同社に対して下請法の規定に基づき勧告を行いました（別紙2）。

詳細は、下記URLから御参照ください。


https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240319_kinki_shitauke.html

（担当：近畿中国四国事務所下請課）

3 ニデックテクノモータ株式会社に対する勧告（下請法）

公正取引委員会は、産業用モータの製造販売を行うニデックテクノモータ株式会社（京都市）が、下請事業者に対し、不当な経済上の利益の提供要請（総額約1812万円）を行っていたとして、令和6年3月25日、同社に対して下請法の規定に基づき勧告を行いました（別紙3）。

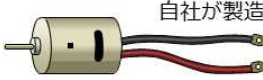
ニデックテクノモータ株式会社に対する勧告（概要）





ニデックテクノモータ株式会社（産業用モータの製造販売）（親事業者）

● 下請取引の内容

自社が製造販売する産業用モータの部品の製造を委託



産業用モータの部品の製造を委託する際に、ニデックテクノモータ株式会社等が所有する金型、木型、樹脂型、治具及び部品の製造設備（以下「金型等」という。）を貸与

● 違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

ニデックテクノモータ株式会社は、下請事業者との取引に関して、自社等が所有する金型等を貸与していたところ、当該金型等について、次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、なお下請事業者に無償で保管させ続けるとともに、金型等の現状確認等の棚卸し作業を毎年2回行わせていた（下請事業者44名・金型等600個）。

※ ニデックテクノモータ株式会社は、下請事業者44名に対し、金型保管サービス提供事業者の価格例等を提示して協議した上で、無償で金型等を保管させるとともに棚卸し作業を行わせてことによる費用に相当する額（1812万4480円）を支払っている。

（産業用モータに用いられる部品の製造）
下請事業者（44名）

公正取引委員会からの勧告の内容

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請（※）を行わないことを取締役会の決議で確認すること
- 下請法の社内遵法管理体制を整備すること など

※【参考】下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準
違反行為事例7-5（型・治具の無償保管要請）

(2) 親事業者は、自動車用部品の製造を委託している下請事業者に対し、自社が所有する金型、木型等の型・治具を貸与しているところ、当該自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型、木型等の型・治具を保管させた。

詳細は、下記URLから御参照ください。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240325_kinki_shitauke.html

（担当：近畿中国四国事務所下請課）

4 株式会社SCエージェントに対する措置命令（景品表示法）



（近畿中国四国事務所での報道発表の様子）

消費者庁及び公正取引委員会は、太陽光発電設備の販売、施工等を行う株式会社SCエージェント（大阪市）に対して調査を行い、この調査の結果、同社が供給する蓄電池及びその導入に伴う施工実績等に係る表示が、景品表示法に違反する行為（優良誤認）と認められました。このため、消費者庁は、令和6年3月6日、同社に対して同法の規定に

基づき措置命令を行いました
(別紙4)。

詳細は、下記URLから御参照ください。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240307_kinki_keihyo.html

(担当：近畿中国四国事務所取引課)

5 コスト上昇分の価格転嫁円滑化に関する調査結果の公表

公正取引委員会は、適正な価格転嫁の実現に向けて、事業者間取引において、協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案に関する実態を把握するため、令和5年5月から独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査を実施しました。

その特別調査を踏まえ、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙げられた発注者に対して、令和5年11月以降、個別調査を実施したところ、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者については、令和6年3月15日、独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表しました(別紙5)。

詳細は、下記URLから御参照ください。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240315kakakutenka.html>

(担当：優越的地位濫用未然防止対策調査室)

6 中学生向け独占禁止法教室

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しています。

近畿中国事務所では、令和6年1月から3月までの間、下記の学校に、近畿中国四国事務所の職員を派遣し、シミュレーションゲーム等を交えて、市場経済の競争の仕組みや、独占禁止法について説明する中学生向け独占禁止法教室を開催しました。



(R6. 2. 14) 育英西中学校

(R6. 2. 28) 長吉西中学校

(育英西中学校での独占禁止法教室の様子)

7 有識者との懇談会

公正取引委員会は、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。



(兵庫県鉄工建設業協同組合での懇談会の様子)

近畿中国四国事務所の小菅総務管理官が、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁することができるようにするためなどの公正取引委員会の取組について、令和6年2月8日、兵庫県鉄工建設業協同組合Mグレード部会の会員の方々と意見交換を行いました。

8 ホームページにフォトコーナーを新設

近畿中国四国事務所のホームページに、報道発表時の様子、有識者との懇談会の様子等を掲載するフォトコーナーを新設しました。近畿中国四国事務所の動きをリアルタイムに掲載していますので、ぜひご覧下さい。

近畿中国四国事務所ホームページ

フォトコーナー

○ 最近の出来事

令和6年3月19日 株式会社G i oに対する勧告

公正取引委員会は、婦人服等の販売を行う株式会社G i o（大阪市西区）が、下請事業者に対し、下請代金の減額（約8205万円）を行っていたとして、令和6年3月19日、同社に対して下請法の規定に基づき勧告を行いました（担当：近畿中国四国事務所下請課）。

詳細については、こちらを御確認ください。



令和5年のフォトコーナーは、下記URLから御参照ください。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/photo.html

令和6年のフォトコーナーは、下記URLから御参照ください。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/photo_r6.html

【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課

TEL 06-6941-2173 FAX 06-6943-7214

kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

近畿中国四国事務所の動き（令和6年）

【報道発表資料】

番号	報道発表日	報道発表資料名
1	令和6年2月1日	兵庫県における有識者との懇談会の開催について
2	令和6年2月7日	奈良市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について
3	令和6年2月21日	大阪市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について
4	令和6年3月7日	株式会社SCエージェントに対する景品表示法に基づく措置命令について
5	令和6年3月19日	株式会社G i oに対する勧告について
6	令和6年3月25日	ニデックテクノモータ株式会社に対する勧告について
7	令和6年3月28日	木工用ドリルの製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

（注）黄色マーカーは、「公取近畿だより」令和6年4月号（第152号）に掲載の案件

詳細は、下記URLから御参照ください。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/houdou/2024/index.html

近畿中国四国事務所からのお知らせ

1 地方有識者との懇談会の開催について

公正取引委員会では、各地域の経済界の有識者と直接意見を交換し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、管内の各商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催しております。当該懇談会の開催についてお気軽にお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

総務課

電話：06-6941-2173

メール：kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

2 経営指導員研修の開催について

公正取引委員会は、従来から、全国の商工会議所及び商工会の皆様の御協力の下、独占禁止法相談ネットワークの整備・活用に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、経営指導員研修会への講師派遣、相談事例集やパンフレット等の参考資料の配布等を鋭意行っているところです。

つきましては、経営指導員研修会に独占禁止法や下請法の内容を積極的に取り入れていただきますよう御協力方よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：06-6941-2174

3 独占禁止法教室の開催について

公正取引委員会では、当事務所の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや公正かつ自由な競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。お気軽にお問い合わせください。オンライン授業にも対応します。

※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。また、講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

※ 教育支援のページはこちら→https://www.jftc.go.jp/houdou/kohokatsudo_2/dokkin/index.html

【お問い合わせ先】

総務課

電話：06-6941-2173

メール：kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

4 官製談合防止法に係る研修会の開催について

発注担当者等による官製談合防止法（入札談合関与行為等防止法）の違反例が後を絶たないところ、公正取引委員会は、同法に関する理解を深めていただくため、官公庁、独立行政法人等向けに、研修会への講師派遣等を行っております。

研修会等の開催を検討されている官公庁等様におかれましては、お気軽に御連絡ください（**オンライン開催もご相談ください**）。よろしければ、貴組織内の職員向け研修の企画部門や、御関連がある地方公共団体、傘下の出資法人等にも御案内いただければ幸いです。

【お問い合わせ先】

経済取引指導官

電話：06-6941-2174

5 移動相談会の開催について

公正取引委員会では、中小事業者のための移動相談会を開催しております。

この移動相談会は、下請事業者を始めとする中小事業者の方からの要望に応じ、当該中小事業者の方が所在する地域に当委員会の職員が出張し、独占禁止法の優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに、個別に相談受付も行うものです。

この移動相談会は、原則3社以上の中小事業者の方からの申込みにより、当委員会の職員が御相談を承りに伺いますので、ぜひ御活用ください。オンライン開催もご相談ください。

【お問い合わせ先】

- 優越的地位の濫用規制・下請法関係
下請課
電話：06-6941-2176

6 講習会への講師派遣について

公正取引委員会では、独占禁止法等の違反の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣しております。

講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- 独占禁止法関係 経済取引指導官
電話：06-6941-2174
- 下請法関係 下請課
電話：06-6941-2176

7 消費者セミナーの開催について

公正取引委員会では、消費者を対象として、事業者が競争を行うことによる消費者のメリットや独占禁止法の内容等について分かりやすく説明する、「消費者セミナー」を随時開催しております。

また、御希望により、過大な景品類の提供や不当な表示を規制する景品表示法につきましても、御説明させていただきます。

御興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。オンライン開催もご相談ください。

【お問い合わせ先】

- 取引課
電話：06-6941-2175

公正取引委員会の窓口

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法を運用しています。独占禁止法は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや談合などを禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。

また、下請法は下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、独占禁止法の特別法として制定されたものです。

公正取引委員会では、これらの法律に関する御相談を随時受け付けております。また、地方事務所では、不当な表示等を禁止する「景品表示法」（消費者庁が所管）についても御相談等を受け付けております。是非、お気軽に御相談ください。

近畿地区（福井県を含む）における相談や申告等の窓口は、次のとおりです。

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所

（所在地）〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

（電話）06-6941-2173（総務課）

06-6941-2174（経済取引指導官）

06-6941-2175（取引課）

06-6941-2176（下請課）

06-6941-2193（第一審査課）



コウトリ星から地球の調査に来た宇宙人「どっきん」

0120-060-110（不当なしわ寄せに関する下請相談窓口）

公正取引委員会の本局又は地方事務所等につながります。

① 公正取引委員会又は独占禁止法についての一般的な相談	総務課
② 流通・取引慣行、特許・ノウハウライセンス、共同研究開発等についての相談	経済取引指導官
③ 会社の株式所有・合併・分割・営業譲受の届出	経済取引指導官
④ 中小企業等協同組合法の届出	経済取引指導官
⑤ 事業者団体の活動についての相談	経済取引指導官
⑥ 優越的地位の濫用についての相談	取引課
⑦ 下請法についての相談	下請課
⑧ 下請法違反被疑事実についての申告	下請課
⑨ 独占禁止法違反被疑事実についての申告	第一審査課
⑩ 景品表示法についての相談	取引課
⑪ 景品表示法違反についての情報提供	取引課
⑫ 申告の処理に係る申出	総務課

各企業・団体等で実務を御担当される方々にも広く近畿中国四国事務所の活動を知っていただくため、「公取近畿だより」のメールでの配信も行っています。貴下の御担当者の方々に御案内いただくとともに、メールでの配信を御希望の方は、以下のお問い合わせ先まで御連絡ください。

【お問い合わせ先】総務課

●電話 06-6941-2173

●メール: kinki_kouhou2173@jftc.go.jp